

競・エネルギーを巡る パラダイムシフト 日本総研の眼



だんの こういちろう
段野 孝一郎

日本総合研究所
総合研究部門
ディレクター／プリンシパル

2016年4月から、いよいよ電力小売の全面自由化がスタートした。これまで契約電力50キロワット以上の需要家（ビル、工場等）しか電力購入先を選択できなかったが、新たに50キロワット未満の需要家（小規模店舗）や一般家庭でも電力購入先を選択できるようになった。今回の制度改正では、低圧・家庭向けの電力小売が自由化されることに注目が集まっているが、過去の段階的な部分自由化において電力小売の事業者間での競争が十分に進展しなかったことを踏まえ、電力小売の事業を促進するため、電気事業法の全面的な見直しが行なわれた点の特徴である。特に重要な点は卸電力取引所の拡充、共通情報検索システムの導入、計画値同時同量制度の導入であろう。これまで電力小売の事業者は、限られた電源を使い、少ない営業人員で顧客を獲得し、日々の需給管理業務を行ってきたが、これらの制度改正によって、電力調達手段の多様化、営業活動の効率化、需給管理業務負荷の軽減が図られ、電力小売の事業の参入障壁が軽減されるようになった。

また、今回の制度改正では、これまで明確化されてこなかった電力小売の事業における代理販売等のあり方についても整理がなされた。小売の電気事業者としてライセンス登録をしていなくても、取次ぎ・代理・媒介の立場で、電力小売りに関与することが可能になったのである。携帯電話の販売代理店、保険の営業代理店、LPG特約店、ガ

スリンスタンド、自動車ディスプレイ等においても、経済産業省が示す「電力の小売営業に関する指針」に従い、自社サービスと電力・ガスを組み合わせた新商品を提案したり、自社顧客に電力・ガスをクロスセルしていくことが可能になる。既にJXエネルギーが「ENEOSでんき」の販売において、グループのENEOSグループを代理店として活用するなど、本指針を活用する動きが顕在化している。

ガスの小売りの全面自由化は、電力から遅れること1年後の2017年4月に予定されており、詳細な制度改正の内容はこれからの議論ではあるが、電力と同様に、新規参入の促進を制度改正になるものと考えられる。電力とガスで最も異なる点は、ガスの場合はガス小売の事業者が保安業務を担う必要がある点だ。ガス小売の事業への新規参入を考えると、保安ノウハウを有する都市ガス事業者や、地域密着で事業展開を行うLPGガス事業者やガソリンスタンド等と連携を図る事例が今後、増加するのではないかと考えられる。

電力システム改革による新たな事業機会

電力・ガスシステム改革は、自社の事業・サービスとは無縁の出来事と捉えられている企業の方も多いかもしれないが、取次ぎ・代理・媒介の立場での自社サービスとのクロスセル、顧客接点を活かした保安業務の請負など、電力小売りの周辺市場での事業機会には様々な、考えられる状況になってきた。2016年4月から始まった電力小売りの全面自由化を契機として、自社にとっての事業機会を改めて検討してはどうだろうか。

〈プロフィール〉総合研究部門
ディレクター／プリンシパル
京都大学大学院工学研究科博士前期課程修了（工学修士）
株式会社日本総合研究所において、環境・エネルギー、通信・ICT、資源・水ビジネスをテーマに、事業戦略、セールス・マーケティング、M&Aに関するコンサルティングを行っている。

（次回は5月16日付に掲載します）